

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況・・・1～5ページ

会社の支配に関する基本方針・・・5ページ

連結持分変動計算書・・・6ページ

連結注記表・・・7～13ページ

株主資本等変動計算書・・・14ページ

個別注記表・・・15～23ページ

日本ハム株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>) に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、企業理念、経営理念のもと、企業理念の実現に向けた行動指針の実践的運用と徹底のため、ニッポンハムグループグローバル行動基準を定める。日本ハムグループの役員及び使用人はこれを遵守する。
 - (b) 日本ハムグループの役員は、法令、定款、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等の遵守を率先して垂範するとともに、使用人に対し周知徹底する。
 - (c) 日本ハムグループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討するためにコンプライアンス委員会を設置する。当社コンプライアンス部は、定期的及び必要に応じてニッポンハムグループグローバル行動基準の見直しを行い、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底するものとする。
 - (d) 代表取締役社長が指名した役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンスの浸透状況や具体的な問題点及び課題等を取締役に報告する。
 - (e) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内相談窓口及び社外相談窓口を設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱に関する定めに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - (b) 代表取締役社長は、上記(a)における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係る職務を行う。
 - (c) 上記(a)に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループ全体のリスク管理に関する方針や施策を総合的に検討するためにリスクマネジメント委員会を設置するほか、日本ハムグループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署をコンプライアンス部とする。
 - (b) コンプライアンス部は、関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた平時の予防体制及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - (c) コンプライアンス部は、日本ハムグループにとって重要なリスクを選定し、グループ全体視点で合理的かつ最適な方法で管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を定期的で開催し、リスク情報の共有、対応確認を行う。
 - (d) 監査部は、コンプライアンス部及び事業部門関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会の意思決定の透明性と妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とす

る。

(b) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

(c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動指針、ニッポンハムグループグローバル行動基準の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

(b) 日本ハムグループの使用人は、日本ハムグループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等に従って日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該部署は調査で判明した事実関係を確認し、専門性の観点から関係部署と連携して是正措置及び再発防止策を策定し、実施する。

(c) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。

(d) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況を監査する。なお、品質に関する監査は品質保証部が行う。

⑥ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) ニッポンハムグループグローバル行動基準を日本ハムグループの役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動基準とする。

(b) 上記(a)の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に日本ハムグループの役員及び使用人に対する教育等を行う。

(c) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規程を整備するなど、内部統制の確立に努める。

(d) 監査部は、子会社を定期的な監査の対象とし、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して監査する。当該監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。

(e) グループ監査役室は、子会社取締役から独立した子会社監査役による監査の実施及び関係部署との連携を強化することにより、日本ハムグループの監査機能及び内部統制の強化を図り、子会社全体のあるべき監査体制の確立及び実現に向けて必要となる組織作りと人材の育成を行う。

(f) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重する。但し、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、職務権限規則に基づき、当社へ事前承認、事前調整及び報告が行われる体制を構築する。

(g) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、市場原理に基づき、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。

(h) 子会社が企業集団として実施するリスク管理について、当社はその状況を把握し、改善の指導を行う体制とする。

(i) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口に直接

通報できる制度を設けるとともに、日本ハムグループ内部通報規程を制定し、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底を図る。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

- (j) 日本ハムグループ内部通報規程に基づき、日本ハムグループの役員による法令違反や不正行為等についての通報を促すために、役員を通報対象とする相談窓口を設置する。
 - (k) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告する体制とする。
 - (l) 日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。ニッポンハムグループグローバル行動基準に反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。
 - (m) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
 - (n) 外国の子会社については、合理的な範囲で、本方針に従った適切な内部統制を整備・運用させる。各国の法制等が許容する範囲で当社が設定した個別の内部統制の手続・制度及び会計処理・報告方法を適用させる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
 - (b) 監査役スタッフの人数等は監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - (c) 監査役スタッフは監査役会専任とし、専ら監査役の指示に従ってその監査職務の補助を行う。
 - (d) 監査役スタッフの任命、人事異動、人事評価、懲戒処分には、予め監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- ⑧ 当該株式会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議等の重要会議に出席する。
 - (b) 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告する。
 - イ. 経営戦略会議等で決議された事項
 - ロ. 日本ハムグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. ニッポンハムグループグローバル行動基準に反する事項
 - ト. コンプライアンス窓口の通報状況及び内容
- (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (d) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを確保する。

- (e) 役員の法令違反や不正行為等についての通報に関する事実関係の調査は、監査役会が行う。監査役会は、必要に応じて関連する部署のメンバーを加えた調査チームの設置と事実関係の調査を依頼することができる。
 - (f) 日本ハムグループの役員及び使用人は、当該調査に対して協力を求められた場合には、監査役会又は調査チームに協力しなければならない。
 - (g) 監査役会は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、取締役会等に報告しなければならない。調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (b) 監査役会による代表取締役及び業務執行取締役・執行役員並びに重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
 - (c) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - (d) 監査役会は、監査の実施にあたり必要に応じて、会社の費用で法律及び会計の専門家を活用することができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 内部統制システム全般

- (a) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効率的に達成するため、監査部が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。当事業年度は当社 15 部門、グループ会社 24 社に対して監査を実施しております。
- (b) 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制管理規程に基づき、内部統制・J S O X 評価委員会が当社グループの内部統制が適正に機能していることを確認し、代表取締役に報告しております。

② コンプライアンス体制

- (a) グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討する「コンプライアンス委員会」、グループ各社・各部門で取組みを進める「コンプライアンス推進委員会」、各コンプライアンス推進委員会の代表が具体策を検討する「コンプライアンス・リーダー会議」を設置し、かつそれぞれの会議体が相互に連携を図っております。
- (b) コンプライアンスの浸透を図るため、階層別コンプライアンス研修・コンプライアンス大会・事業所勉強会を開催しております。当中計では、「みんなで育む『誇れる職場』～話し合い、認め合い、成長する～」を活動テーマに掲げ、ハラスメントのない職場づくりに取り組みました。
- (c) 日本ハムグループ内部通報規程に則った運用を進めることで、コンプライアンス経営の徹底を図っております。特に、当社グループの全使用人が、組織、部署、立場等に制約されることなく自由に相談・通報できるよう、社内及び社外に窓口を複数設置し、不正行為等の防止と早期発見に努めております。また、公益通報者保護法の改正（2022年6月施行）にあたり、公益通報に対応する従事者に対し、更なる守秘義務の徹底を図っております。

③ リスク管理体制

- (a) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関する課題及び対応策を協議し、グループ経営に寄与することを目的に設置されたリスクマネジメント委員会において、当社グループ全体の横断的なリスク管理とグル

ープ各社の個別リスク管理について協議・検討を行っております。当事業年度は4回開催し、グループ全体で取り組む共通重点リスクとグループ各社で取り組む個別重点リスクの分析・評価を行いました。

(b) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、危機対策本部を設置して対応に当たっております。

④ グループ会社の経営管理

(a) 当社グループ各社の経営管理については、グループ各社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会又は経営戦略会議をはじめとする経営会議、取締役又は執行役員の決裁、審査を受ける体制を構築しております。

(b) 取締役会において、四半期毎に事業別業務執行状況の報告を受けております。

(c) 当社グループ会社の役員として期待される役割・責務を適切に果たすうえで必要な知識の習得及び情報・意見交換の場として、勉強会（6月：新任役員対象、10月：全役員対象、7月・11月：監査役対象）を実施し、当社グループ会社役員のレベル向上及び業務監査支援体制の整備を進めております。

⑤ 効率的な職務執行の体制

当社は、取締役会規則に基づき取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を18回開催したほか、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関である経営戦略会議を24回開催いたしました。

⑥ 監査役の職務執行

(a) 監査役は、取締役会のほか内部統制・J S O X評価委員会、リスクマネジメント委員会、ガバナンス会議、経営戦略会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(b) 監査役は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は重要な使用人に対し事業の報告を求めるとともに、当社及び当社子会社の業務及び財産の状況を調査しております。

(c) 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当事業年度は、監査部と12回、会計監査人と12回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けました。

(d) 取締役会に監査役スタッフを3名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制にしております。

会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由に活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。但し、当社は株主共同の利益確保と企業価値の毀損防止の観点から、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じるものといたします。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分								合計	非 支 配 持	資本合計	
	資本金	資 余 金	本 金 利 余	益 余 金	自己株式	その他の包括利益累計額						小計
						確定 再 測	給 付 の 定	その 他 の 包 括 利 益 を 公 正 価 値 で 測 定 す る 金 融 資 産				
2021年4月1日残高	36,294	71,240	320,577	△ 3,532	-	9,954	△ 938	9,016	433,595	10,714	444,309	
当期利益			48,049					-	48,049	△ 402	47,647	
その他の包括利益					1,598	△ 35	4,758	6,321	6,321	204	6,525	
当期包括利益	-	-	48,049	-	1,598	△ 35	4,758	6,321	54,370	△ 198	54,172	
配当			△ 9,604					-	△ 9,604	△ 6	△ 9,610	
自己株式の取得				△ 2				-	△ 2	-	△ 2	
自己株式の処分		△ 61		678				-	617	-	617	
株式報酬取引		90						-	90	-	90	
子会社の持分変動		3						-	3	△ 195	△ 192	
子会社の売却								-	-	170	170	
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替			1,878		△ 1,598	△ 280		△ 1,878	-	-	-	
所有者との取引額等計	-	32	△ 7,726	676	△ 1,598	△ 280	-	△ 1,878	△ 8,896	△ 31	△ 8,927	
2022年3月31日現在	36,294	71,272	360,900	△ 2,856	-	9,639	3,820	13,459	479,069	10,485	489,554	

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記)

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数	72社
持分法適用会社数	7社

(3) 会計方針に関する事項

1. 金融商品の評価方法及び評価基準

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。当社グループは非デリバティブ金融資産の当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。それぞれの分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。

償却原価で測定する金融資産

公正価値に取引コストを加算して当初測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値に取引コストを加算して当初測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で当初測定し、取引コストは発生時に純損益で認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産

実効金利法により償却原価で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動はその他の包括利益で認識しております。

ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、純損益で認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動は純損益で認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産が譲渡され、所有に係るリスク及び経済価値のすべてを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか否かを評価しております。

当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合は、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権及びその他の債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しており、当該測定金額は、純損益で認識しております。

② 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債はすべて、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しております。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、有利子負債、営業債務及びその他の債務を有しており、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法により償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が履行、免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しております。

なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

2. 棚卸資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、平均法を使用しております。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての費用を含んでおります。

また、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

3. 農業会計

生物資産について、公正価値が信頼性をもって測定できる場合は、当初認識時及び期末において、売却費用控除後の公正価値で測定しております。当該会計処理に伴う公正価値の変動額は、純損益として認識しております。一方、公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額で棚卸資産に振り替えております。

4. 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。減価償却は、償却可能価額をそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法によっております。

5. リース

当社グループは、契約時に特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。上記に該当するリース契約について、当社グループはリース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債については、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として当初測定を行った金額で認識しております。リース料総額の未決済分の割引現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合にはリースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いております。なお、リース料は利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書にて、使用権資産に係る減価償却費と区分して認識しております。また、使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っており、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかによって減価償却を行っております。

ただし、当社グループはリース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、これらのリースについては、リース料総額をリース期間にわたって定額法又は他の規則的な基礎のいずれかによって費用として認識しております。

6. 無形資産及びのれん

個別で取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法によっております。

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

7. 非金融資産の減損

棚卸資産、生物資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く非金融資産について、当社グループは、各報告期間の期末日に減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額の見積りを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎年同時期及び減損の兆候がある場合にはその都度、当該資産の回収可能価額の見積りを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

8. 退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度からなる確定給付制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値(必要な場合は、資産上限額の影響を考慮する)を控除した金額で認識しております。

確定給付制度債務の現在価値は、予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

確定給付負債又は資産の純額の再測定は、発生時にその他の包括利益として認識し、即時に利益剰余金へ振り替えております。過去勤務費用及び清算損益は純損益として認識しております。

確定拠出年金制度の退職後給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

9. 株式に基づく報酬

①ストック・オプション制度

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

②業績連動型株式報酬制度

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度では、受領したサービスを付与日における当社株式の公正価値で測定し、権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。なお、付与日における当社株式の公正価値は、観測可能な市場価格を基礎に測定しており、予想配当を公正価値の測定に織り込んでおります。

③信託型従業員持株インセンティブ・プラン

当社グループは、現金決済型の株式に基づく報酬制度として、信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下、「本プラン」）を導入しております。本プランでは、受領したサービスが発生した負債の公正価値で測定しており、付与日から信託期間満了日にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において負債の増加として認識しております。なお、当該負債の公正価値は決済されるまでの期末日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

10. 収益

当社グループは、IFRS15号に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、ハム・ソーセージ、加工食品、食肉、水産物及び乳製品等の販売を行っております。

顧客に対する製品の販売契約については、顧客への製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

収益は販売契約における対価から販売数量又は販売金額に基づくリベートや値引等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を合理的に見積り、返金負債として計上しております。

また、当社グループが代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

11. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

12. 非継続事業

非継続事業とは、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループの一つの事業若しくは地域を構成し、その一つの事業若しくは地域の処分の計画がある場合に非継続事業として分類しております。

(4) 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、財・サービスの種類に応じて、「ハム・ソーセージ」、「加工食品」、「食肉」、「水産物」、「乳製品」、「その他」の区分に分解しております。

(単位 百万円)

	加工 事業本部	食肉 事業本部	海外 事業本部	その他	計	消去調整他	連結 (非継続事業 調整前)	非継続事業 へ振替	連結 (非継続事業 調整後)
ハム・ ソーセージ	127,646	881	2,620	-	131,147	-	131,147	-	131,147
加工食品	199,367	17,597	17,269	72	234,305	129	234,434	△ 9,458	224,976
食肉	26,872	590,921	104,489	-	722,282	561	722,843	-	722,843
水産物	69,738	9	9,407	-	79,154	77	79,231	△ 63,007	16,224
乳製品	35,212	-	-	-	35,212	2	35,214	-	35,214
その他	11,118	12,123	9,014	10,559	42,814	759	43,573	412	43,985
合計	469,953	621,531	142,799	10,631	1,244,914	1,528	1,246,442	△ 72,053	1,174,389

2. 顧客との契約から生じた残高

顧客との契約から生じた残高は以下のとおりであります。

契約負債	2,997百万円
返金負債	6,944百万円

上記契約負債残高のうち当連結会計年度に認識された収益の額は以下のとおりであります。

期首時点で契約負債に含まれていた金額	2,073百万円
--------------------	----------

当社グループは、契約に定められた請求スケジュールに基づき顧客から支払を受領しております。

契約負債は契約に基づく履行に先立ち受領した支払に関するものであり、契約に基づく当社グループの履行により変動します。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(5) 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

①連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 26,279百万円

②その他の事項

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 非金融資産の減損

①連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	345,022百万円
使用権資産	46,090百万円
無形資産及びのれん	15,269百万円
減損損失	2,339百万円

②その他の事項

連結計算書類「(3) 会計方針に関する事項」の7. 非金融資産の減損に記載した内容と同一であります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

358,537百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

発行済株式 普通株式 102,958,904株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月10日 取締役会	普通株式	9,675百万円	94.00円	2021年3月31日	2021年6月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月10日 取締役会	普通株式	10,499百万円	102.00円	2022年3月31日	2022年6月1日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金14百万円及び日本ハム・グループ従業員持株会信託(以下「従持信託」という)が所有する当社株式に対する配当金48百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行うための資金需要に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。当社グループの保有する有価証券等は、株価変動リスクに晒されております。当社グループは、毎年年1回全投資銘柄につきレビューを行い、保有状況を継続的に見直しております。

借入金等の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

当社グループは、為替相場変動リスクを軽減するため、先物外国為替契約を利用しています。なお、相場変動リスクの回避目的以外には、デリバティブ取引を利用しないことを方針としています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2022年3月31日(当連結会計年度末日)における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品及び公正価値が極めて近似している金融商品については、下記の表に含めていません。

(単位 百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
社債及び借入金(*)	106,119	105,760	△ 359

(*) 社債及び借入金は連結財政状態計算書の有利子負債(流動負債及び非流動負債)に含まれております。なお、一年以内に返済又は償還予定の借入金及び社債も含んでおります。

(注) 金融商品の公正価値の算定方法

①償却原価で測定する金融商品

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ii) 社債及び長期借入金

社債及び長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

②公正価値で測定する金融商品

(i) 投資有価証券

市場性のある投資有価証券の公正価値は市場価格を用いて測定しております。非上場株式については評価技法(マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ等)を利用して公正価値を測定しております。

(ii) その他の金融資産

外国為替先物予約の公正価値は、先物為替レート等の観察可能な市場データを使用した契約期間に基づく割引キャッシュ・フローモデルを用いて算定した価値により測定しております。

(iii) その他の金融負債

外国為替先物予約及び金利スワップ契約の公正価値は、先物為替レートや市場金利等の観察可能な市場データを使用した契約期間に基づく割引キャッシュ・フローモデルを用いて算定した価値により測定しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

以下の表では、公正価値で測定する金融商品に関する分析を示しております。それぞれのレベルは以下のとおりで定義されております。なお、非経常的に公正価値で測定する金融商品はありません。

レベル1：活発な市場における相場価格により測定された公正価値

レベル2：直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットにより算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振り替えは、振り替えを生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2及びレベル3の間の振り替えはありません。

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	-	5,795	-	5,795
負債性金融資産	-	216	1,674	1,890
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融資産	22,078	-	7,729	29,807
金融資産合計	22,078	6,011	9,403	37,492
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	378	-	378
金融負債合計	-	378	-	378

レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

期首残高	5,051
その他の包括利益	3,579
取得	907
処分	△29
連結範囲の異動による変動	△105
期末残高	9,403

レベル3に分類される金融資産は、主として非上場株式であり、類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しております。

非上場株式の公正価値測定にあたっては、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しております。公正価値は営業利益倍率等の上昇(低下)により増加(減少)します。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 4,681円82銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 469円92銭 |
| 継続事業 | 380円87銭 |
| 非継続事業 | 89円05銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益 | 469円81銭 |
| 継続事業 | 380円78銭 |
| 非継続事業 | 89円03銭 |

(注) 1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が保有する当社株式137,759株及び従持信託が保有する当社株式466,200株を自己株式として処理していることから、加重平均株式数の算定において当該株式数を控除しております。

(その他の注記)

(1) 非継続事業に関する事項

①非継続事業の概要

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるマリンフーズ株式会社（以下、「マリンフーズ」という。）の全株式及び関連する資産を、双日株式会社に譲渡することを決議し、2022年3月31日に株式譲渡が完了いたしました。

これにより、マリンフーズに関連する水産事業を非継続事業に分類しております。

②子会社の名称、事業内容及び当該子会社が含まれていたセグメントの名称

子会社の名称	マリンフーズ株式会社
事業内容	水産加工食品の製造販売及び水産原料の輸入販売
セグメントの名称	加工事業本部

③売却した株式の数、売却後の持分比率、売却損益

売却前の所有株式数	22,666,000 株 (議決権の数：22,666,000 個) (議決権所有割合：100.0%)
売却した株式数	22,666,000 株 (議決権の数：22,666,000 個)
売却後の持分比率	－株 (議決権の数：－個) (議決権所有割合：－%)

④非継続事業からの損益

非継続事業からの損益は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

売上高	72,053
事業の売却損益	12,037
その他の損益	△ 70,951
非継続事業からの税引前利益	13,139
法人所得税費用（注）	△ 4,190
非継続事業からの当期利益	8,949

(注) 当連結会計年度の法人所得税費用には、事業の売却損益に対する費用である3,448百万円が含まれております。

(2) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、当連結会計年度末より一定期間継続し、その後は徐々に収束することを会計上の見積り及び仮定として検討しましたが、当連結会計年度の影響は軽微と判断しております。ただし、今後の状況変化によっては、翌連結会計年度の財政状態、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	オープンイノベーション促進積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	36,294	55,212	55,212	6,041	726	25	95,000	10,958	112,750	△ 3,532	200,724
会計方針の変更による累積的影響額								△ 106	△ 106		△ 106
会計方針の変更を反映した当期首残高	36,294	55,212	55,212	6,041	726	25	95,000	10,852	112,644	△ 3,532	200,618
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 9,675	△ 9,675		△ 9,675
当期純利益								31,894	31,894		31,894
自己株式の取得										△ 2	△ 2
自己株式の処分								△ 15	△ 15	678	663
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	22,204	22,204	676	22,880
2022年3月31日残高	36,294	55,212	55,212	6,041	726	25	95,000	33,056	134,848	△ 2,856	223,498

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年4月1日残高	7,110	7,110	35	207,869
会計方針の変更による累積的影響額				△ 106
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,110	7,110	35	207,763
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 9,675
当期純利益				31,894
自己株式の取得				△ 2
自己株式の処分			△ 12	651
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 1,541	△ 1,541	-	△ 1,541
事業年度中の変動額合計	△ 1,541	△ 1,541	△ 12	21,327
2022年3月31日残高	5,569	5,569	23	229,090

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・
原材料及び貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5から10年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金及び前払年金費用として計上しております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13から15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (3) 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しております。
当社は、ハム・ソーセージ、加工食品、食肉等の販売を行っております。
顧客に対する製品の販売契約については、顧客への製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、要件を満たしている場合には、金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入れにかかる支払利息
- ③ヘッジ方針
金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月21日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度から適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。適用による計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式	51,609百万円
関係会社株式評価損	130百万円

(2) その他の事項

市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の実質価額を合理的に見積り、5年以内に実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社貸付金の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社貸付金	216,910百万円
関係会社に対する貸倒引当金	5,421百万円

(2) その他の事項

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、債務者である関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。当該貸倒引当金の金額算定においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能金額を合理的に見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社貸付金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産	808百万円
--------	--------

(2) その他の事項

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産	29,392百万円
無形固定資産	11,354百万円
減損損失	756百万円

(2) その他の事項

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否の判定単位は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローの金額および長期成長率等について一定の仮定を設定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態によりキャッシュ・フローの状況が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,504百万円

2. 保証債務

(単位 百万円)

保証先	種類	金額
NH Foods Australia Pty. Ltd. 他8件	借入、取引保証	23,833

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	84,085百万円	長期金銭債権	99,274百万円
短期金銭債務	100,916百万円		

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	594,152百万円
仕 入 高	546,897百万円
営業取引以外の取引高	22,220百万円

2. 関係会社株式売却益（特別利益）

特別利益の関係会社株式売却益は、連結子会社であったマリンフーズ株式会社の全株式を売却したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	633,488株
---------	----------

当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式株および日本ハム・グループ従業員持株会信託が保有する当社株式株が含まれております。

(自己株式の内訳)

それぞれの内訳は、次のとおりであります。

役員報酬B I P信託が保有する当社株式	当期首	140,663株	当期末	137,759株
日本ハム・グループ従業員持株会信託が保有する当社株式	当期首	608,600株	当期末	466,200株

(変動事由の概要)

主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	402株
ストックオプション行使による減少	6,500株
役員報酬B I P信託に係る信託から対象者への株式給付等による減少	2,904株
従業員持株会への処分による減少	142,400株

(2) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式	20,500株
---------	---------

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金	13百万円
日本ハム・グループ従業員持株会信託が保有する当社株式に対する配当金	57百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払賞与		619 百万円
退職給付引当金		1,465
関係会社株式		13,905
貸倒引当金		1,684
減損損失		1,624
投資有価証券評価損		1,012
その他		1,198
繰延税金資産小計		<hr/> 21,507
評価性引当額		△ 18,129
繰延税金資産合計		<hr/> 3,378
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△ 326
その他有価証券評価差額金		△ 2,234
その他		△ 10
繰延税金負債合計		<hr/> △ 2,570
繰延税金資産の純額		<hr/> 808

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社 (注7)	中日本フード(株)	所有100%	商品の販売 資金の預り 役員の兼任	商品の売上(注2) 資金の管理(注3)	120,192 -	売掛金 関係会社 預り金	14,358 13,814
	関東日本フード(株)	所有100%	商品の販売 資金の預り 役員の兼任	商品の売上(注2) 資金の管理(注3) 受取配当金(注5)	129,516 - 2,700	売掛金 関係会社 預り金	14,192 11,159
	日本ハムマーケティング(株)	所有100%	商品の販売 役員の兼任	商品の売上(注2)	148,585	売掛金	13,784
	西日本フード(株)	所有100%	商品の販売 資金の預り 役員の兼任	商品の売上(注2) 資金の管理(注3)	88,825 -	売掛金 関係会社 預り金	10,848 8,646
	東日本フード(株)	所有100%	商品の販売 役員の兼任	商品の売上(注2)	69,858	売掛金	8,561
	ジャパソフード(株)	所有100%	商品の購入 資金の援助 役員の兼任	商品の購入(注2) 資金の管理(注3) 受取配当金(注5)	268,237 - 2,193	買掛金 関係会社 短期貸付金	73,124 51,293
	日本ハムファクトリー(株)	所有100%	製品の購入 資金の援助 役員の兼任	製品の購入(注2) 資金の貸付(注4)	45,436 2,000	買掛金 長期貸付金	7,017 15,572
	日本ハム食品(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3) 資金の貸付(注4)	- 2,500	関係会社 短期貸付金 長期貸付金	5,468 10,112
	インターファーム(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3) 資金の貸付(注4)	- 2,000	関係会社 短期貸付金 長期貸付金	6,000 7,700
	日本ヒューフード(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3) 資金の貸付(注4)	- 500	関係会社 短期貸付金 長期貸付金	6,440 5,991
	日本物流センター(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3) 資金の貸付(注4)	- 900	関係会社 短期貸付金 長期貸付金	6,030 5,395
	日本おイトファーム(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4) 受取配当金(注5)	4,500 4,442	長期貸付金	9,147
	株宝幸	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4)	1,100	長期貸付金	8,454
	プレミアムキッチン(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3)	-	関係会社 短期貸付金	7,323
	日本ハム北海道ファクトリー(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4)	2,800	長期貸付金	7,279
	日本ㄨ(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4)	-	長期貸付金	5,593
	南日本ハム(株)	所有100%	資金の援助 役員の兼任	資金の管理(注3)	-	関係会社 短期貸付金	5,526
	NH Foods Australia Pty. Ltd.	所有100%	役員の兼任 債務保証	債務保証(注6)	18,860		

- (注 1) 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでおります。
- (注 2) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格を勘案して交渉の上決定しております。
- (注 3) 当社はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてキャッシュ・マネージメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計する事は実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、利率その他の条件は、市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の受入、提供は行っておりません。
- (注 4) 利率その他の条件は、市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の受入、提供は行っておりません。
- (注 5) 当社関係会社配当方針に基づく配当金であります。
- (注 6) 銀行からの借入につき、債務保証を行っております。なお、保証料は金融機関等における一般的保証料率を勘案して決定しております。
- (注 7) 子会社の長期貸付金に対して、合計 5,421百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計 389百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注 8) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております（関係会社短期貸付金、長期貸付金、関係会社預り金を除く）。

（1株当たり情報に関する注記）

① 1株当たり純資産額	2,238円62銭
② 1株当たり当期純利益	311円92銭
③ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	311円85銭

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬B I P信託及び日本ハム・グループ従業員持株会信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、加重平均株式数の算定において当該株式数を控除しております。

（その他の注記）

追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当事業年度末より一定期間継続し、その後は徐々に収束することを会計上の見積り及び仮定として検討しましたが、当事業年度の影響は軽微と判断しております。ただし、今後の状況変化によっては、翌事業年度の財政状態、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

役員報酬B I P信託に係る取引について

当社は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にする業績連動型株式報酬制度として役員報酬B I P信託の仕組みを採用しています。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役員及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する制度です。

(2) B I P信託に残存する自社の株式

B I P信託に残存する当社株式を、B I P信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度645百万円、137,759株であります。

信託型従業員持株インセンティブ・プランについて

(1) 取引の概要

当社は、2020年5月11日開催の取締役会決議により、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しています。本プランでは、当社が信託銀行に「日本ハム・グループ従業員持株会信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、その設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金が残った場合は、当社が当該借入金を弁済することになります。

(2) 従持信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,082百万円、466,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当事業年度2,062百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。